

第2部 文部科学省の取組 ～やさしい日本語の更なる普及のために～

2025年9月26日
明治大学 多文化共生セミナー

文部科学省総合教育政策局
日本語教育課 日本語教育調査官 増田 麻美子

やさしい日本語に関する有識者会議

在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインに関する有識者会議構成員

- | | |
|----------|------------------------|
| 庵 功 雄 | 一橋大学国際教育交流センター教授 |
| 岩 田 一 成 | 聖心女子大学現代教養学部日本語日本文学科教授 |
| 新 居 み どり | 特定非営利活動法人国際活動市民中心理事 |
| 藤 波 香 織 | 一般財団法人自治体国際化協会 |
| 横 田 宗 親 | 一般財団法人自治体国際化協会 |
| 水 野 義 道 | 京都工芸繊維大学名誉教授 |
| 山 口 照 美 | 大阪市生野区長 |
| 山 脇 啓 造 | 明治大学国際日本学部教授（座長） |



やさしい日本語の普及のための冊子（2020～2023年）

在留支援のための やさしい日本語ガイドライン

2020年8月



出入国在留管理庁
文化庁

別冊 やさしい日本語 書き換え例

2020年8月



出入国在留管理
文化庁

在留支援のための やさしい日本語ガイドライン 話し言葉のポイント

2022年10月



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 別冊 やさしい日本語の研修のための手引

話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議
2023年3月24日

目次

はじめに	1
1 やさしい日本語の普及の意義・必要性について	2
コラム(1) やさしい日本語に取り組み自治体の現状と課題	4
2 やさしい日本語が必要とされている現場・研修の対象者は?	5
コラム(2) やさしい日本語と日本語教育	6
3 やさしい日本語の研修実施の手順とポイント	7
(1) 研修を企画する前に	
(2) 研修の目的・対象の設定	
(3) 研修の方法・組み立て	
(4) 広報・周知の方法	
(5) 研修の実施	
(6) 評価と発信	
4 やさしい日本語の研修事例20	9
コラム(3) 多様な機関と連携したやさしい日本語研修	51
コラム(4) やさしい日本語の研修で意識したいこと	52
5 やさしい日本語の研修に参考となる素材例	53
おわりに	59



ぜひご覧ください！

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。令和7年9月5日に改定。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施。必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化



第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育、日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等

5 日本語能力の評価

試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

（令和7年9月5日閣議決定）

第2章 1（1）国内における日本語教育の機会の拡充 才 地域における日本語教育

【具体的施策例】

（略）さらに都道府県においては、市町村との連携を促し、域内地域や市町村における地域日本語教育コーディネーターの配置、日本語教室の運営の支援、域内の日本語教室空白地域解消促進、**行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修の支援等の充実を図る。**



令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体

都道府県

42団体

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・秋田県【新】
- ・山形県
- ・福島県【新】
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県*
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県*
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県*
- ・島根県*
- ・岡山県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・高知県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

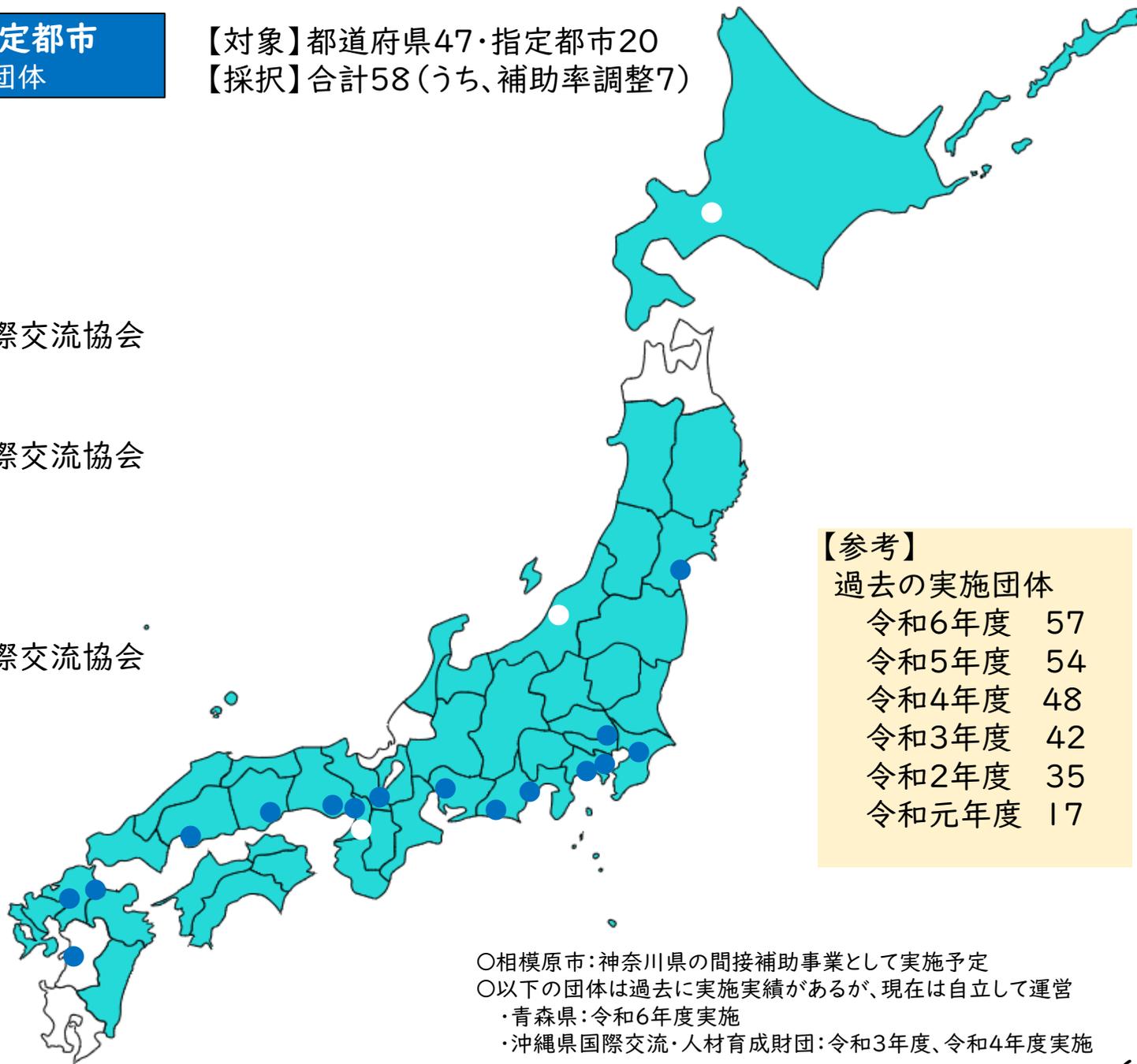
政令指定都市

16団体

- ・仙台市
- ・さいたま市
- ・千葉市*
- ・横浜市
- ・川崎市
- ・静岡市国際交流協会
- ・浜松市*
- ・名古屋市
- ・京都市国際交流協会
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州国際交流協会
- ・福岡市
- ・熊本市*

【対象】都道府県47・指定都市20

【採択】合計58(うち、補助率調整7)



【参考】

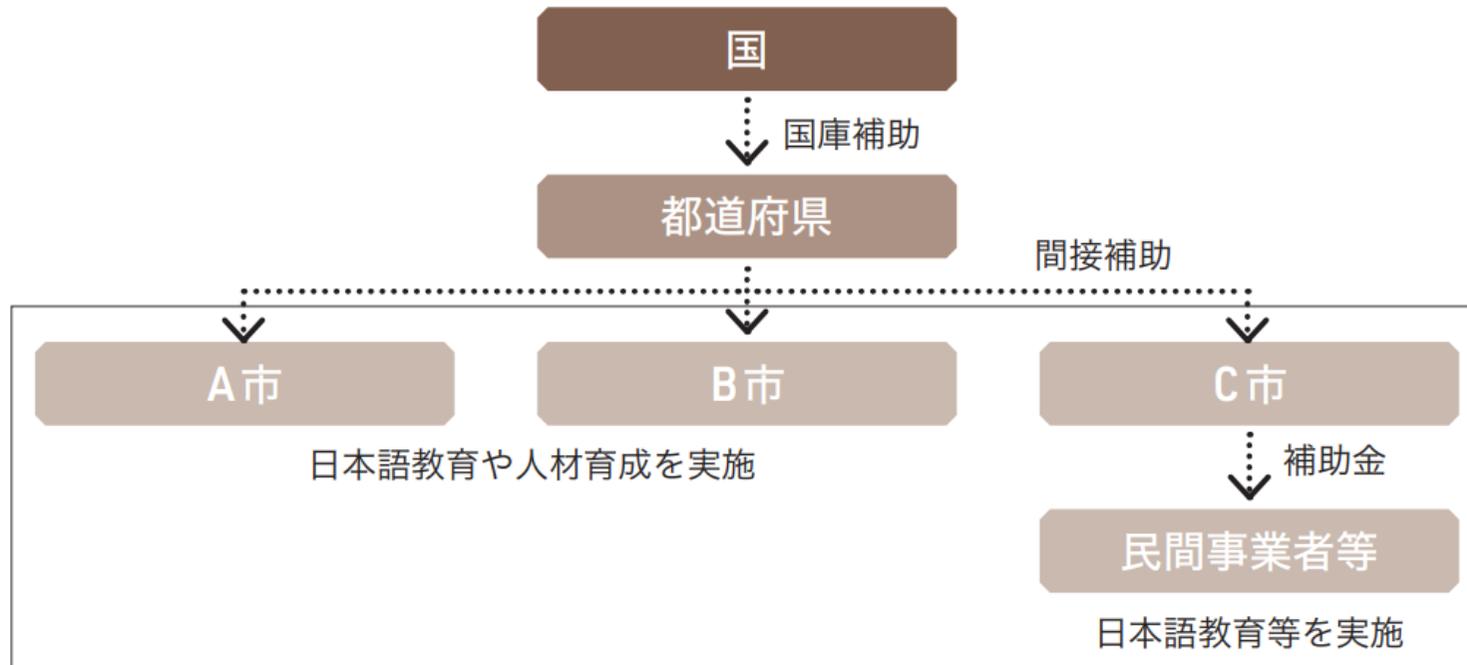
過去の実施団体

令和6年度	57
令和5年度	54
令和4年度	48
令和3年度	42
令和2年度	35
令和元年度	17

- 相模原市：神奈川県の間接補助事業として実施予定
- 以下の団体は過去に実施実績があるが、現在は自立して運営
 - ・青森県：令和6年度実施
 - ・沖縄県国際交流・人材育成財団：令和3年度、令和4年度実施

*「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を活用した日本語教育プログラムの開発・試行を計画に含む団体(補助率を3分の2に調整)

都道府県と市町村の連携による体制の整備



本事業に係る地方財政措置について

本事業の地方公共団体の負担のうち、市町村分については、地方交付税措置を講ずることとされています。これを活用し、間接補助事業によって市町村が行う取組をこの措置との対象とすることが可能となっています。なお、都道府県分の措置はありません。

区分	種類	措置率
市町村	特別交付税措置	0.5

(令和6年3月時点)

実際の地方財政措置の事務や実際の決定額については、各団体の財政担当部署等に御確認ください。

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 全国の自治体の取組例



「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書」

都道府県や政令市が地域日本語教育の体制整備に向けた実施体制や目標、各種取組状況を記載。やさしい日本語の取組も多数！

「日本語教室立ち上げハンドブック」

日本語教室の空白地域の自治体が日本語教室を立ち上げた事例を紹介。日本語教室の立ち上げの前に、やさしい日本語の活動を実施する自治体が多数！

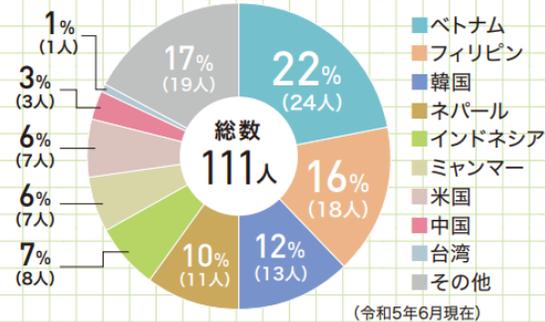
外国人の受入れ基盤の整備として 行政・企業・地域住民と連携した 日本語教室の展開

概要

総人口	38,062人
在留外国人数	111人
外国人比率	0.29%

※総人口／出典：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和5年1月1日現在）※在留外国人数／出典：法務省 在留外国人統計（旧登録外国人統計）（令和5年6月現在）※外国人比率は在留外国人を総人口で割って算出

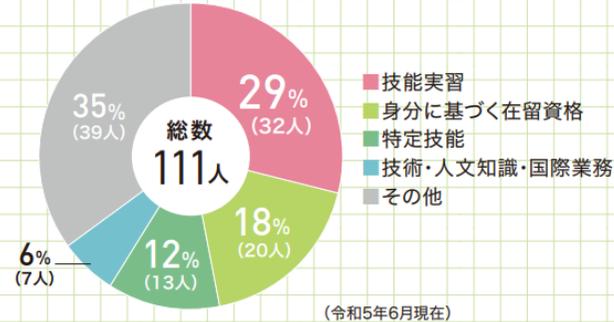
■ 国籍別 在留外国人の割合



※国籍別在留外国人

出典：法務省 在留外国人統計（旧登録外国人統計）（令和5年6月現在）

■ 在留資格別 在留外国人の割合



※在留資格別在留外国人／出典：法務省 在留外国人統計（旧登録外国人統計）（令和5年6月現在）

※身分に基づく在留資格＝「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」



日本語教室開設・運営の流れ

1年目

有識者会議の設置

- アドバイザー会議により、事業の方向性を見出す。

現状把握のための調査

- 関係機関及び在留外国人に対して町の現状把握のため調査を実施する。

人材の確保・配置・育成

- 学習支援者の人材発掘及び養成のため「やさしい日本語教室」を開催する。

2年目

人材の確保・配置・育成

- 学習支援者の養成のため説明会及び養成講座を実施する。

現状把握のための調査

- 市内の企業に対してヒアリング調査を実施し外国人の実態調査を行う。

地域住民の理解促進・関係機関との連携充実

- 市の担当者や情報共有及び意見交換を行う。
- 滝川市広報誌にて事業の紹介を行う。
- 多文化共生に向けたまちづくりのきっかけとして「国際化講演会」を実施する。

日本語教室の試行・実施

- 日本語を学び、実践する場として「たきかわにほんごひろば」を実施する。

3年目

現状把握のための調査

- 外国人受入れ企業の把握と現状把握のための訪問活動を行う。

人材の確保・配置・育成

- OJTの手法等を活用して人材育成及びサポーター（日本語学習支援者等）としての対応力向上を図る。

地域住民の理解促進・関係機関との連携充実

- 滝川市の担当者と連携を図る。
- メディア等を活用して活動を周知し、理解の定着を図る。
- 市民講座としての「やさしい日本語講座」や国際化講演会「やさしい日本語で多文化共生」を開催する。

日本語教室の試行・実施

- 日本語教室「たきかわにほんごひろば」を安定的に開催する。

評価・改善

- 「地域日本語教育スタートアッププログラム」の事業報告会を開催する。

最終年度としての取組

- 地域の行事に在留外国人と共に参加する。

日本語教室の立ち上げとともに

- 地域住民の理解促進
- 関係機関との連携
- 日本語学習支援者の育成

のための取組として

「やさしい日本語」が展開しています。

地域における日本語教育が目指すことは？

「地域における日本語教育の在り方について」(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

地域における日本語教育は、何のために行うのでしょうか？

- 我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につなげる
- 日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待

「地域における日本語教育の在り方について(報告)」

○国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針。
地域における日本語教育の在り方を考える際の「よりどころ」。

○外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用いただくための必要な施策について提言。

（令和7年9月5日閣議決定）

第2章 1（1）国内における日本語教育の機会の拡充 才 地域における日本語教育

（略）外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力（「日本語教育の参照枠」におけるB1レベル相当）を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようになることを目指し、地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。



「日本語教育の参照枠」ができました (文化審議会国語分科会、令和3年10月)



「日本語教育の参照枠」とは

CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)^{*}を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠(報告)」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」等を作成・公開している。

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference for Languages)は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

日本語教育の参照枠

全体的な尺度(抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

5つの言語活動

(言語活動別の熟達度を示す)

聞くこと

読むこと

話すこと
(やりとり)

話すこと(発表)

書くこと

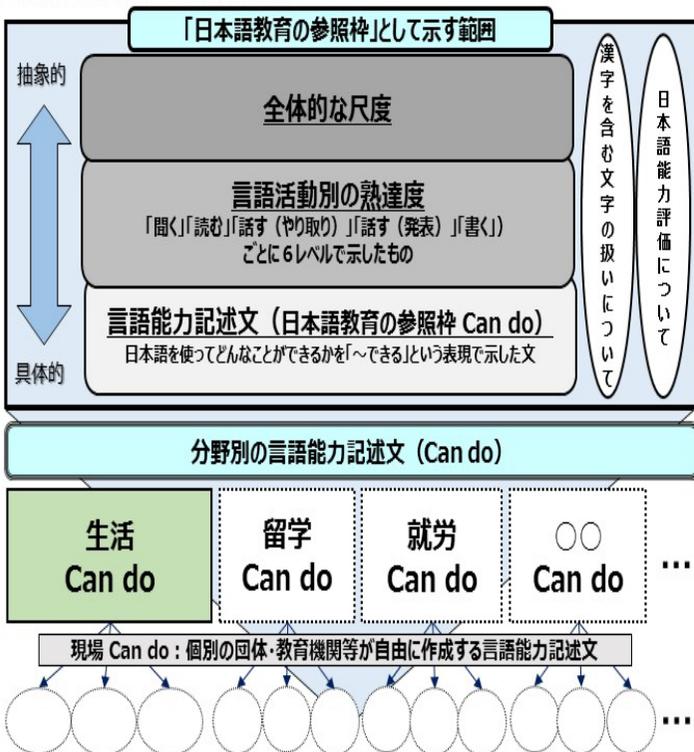
期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより、**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育**を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文(Can do)が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価**が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能**となり、**試験間の通用性が高まる**。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより、**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、**共生社会の実現に寄与する。**



1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方(事例)
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	B2 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。	A2 ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
C1 いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	B1 仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	A1 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようにするための手段である。

2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）
「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

全体的な尺度（抜粋）

言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

レベル別「話すこと：自己紹介」の生活Can doの一例

【B2】(Ⅶ 人と関わる)

自治会などの集まりで簡単な自己紹介をした後で、日本での生活、就労、日本語学習など、様々な話題についての質問に、苦労話や抱負を交えて答えることができる。

【B1】(Ⅷ 社会の一員となる)

自治会の行事などで初めて会った人に話しかけ、住んでいるところや家族のことなど身近な話題について質問したり、質問にある程度詳しく答えたりして、会話を続けることができる。

【A2】(Ⅶ 人と関わる)

初めて会った人の前で自己紹介するとき、自分や家族がどこに住んでいるか、何をしているかなど、短い簡単な言葉で話すことができる

【A1】(Ⅷ 社会の一員となる)

自治会や地域のイベントなどで、初めて会う人たちの前で自己紹介するとき、自分の名前、出身地などをごく簡単な言葉で言うことができる。